

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第二十号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 人員に関する基準（第五条—第八条）
- 第三章 設備に関する基準（第九条・第十条）
- 第四章 運営に関する基準（第十一条—第六十一条）
- 第五章 雜則（第六十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六条第三項第一号（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。
- 三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- 四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等に

つき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

五 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

六 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の延べ勤務時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

七 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（指定障害者支援施設の一般原則）

第三条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対し施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとの他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者）

第四条 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第二章 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第五条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合 次のとおりとすること。

イ 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数
（1） 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、（一）及び（二）に規定する数を合計した数以上とする。

（一） 次に掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分

の平均値をいう。以下同じ。) の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者 (知事が定める者を除く。(ロ) 及び(ハ)において同じ。) の数を六で除した数

(ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(二) (一)(イ) の知事が定める者である利用者の数を十で除した数

(2) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

(3) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対し日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合において、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(4) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

ハ サービス管理責任者 (施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。) 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ニ ロの生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に對し同時かつ一体的に行われるものをいう。

ホ ロの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

ヘ ロの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ト ハのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

二 自立訓練 (機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。) 第六条の六第一号に規定する自立訓練 (機能訓練) をいう。以下同じ。) を行う場合 次のとおりとすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) 看護職員の数は、一人以上とする。

(3) 理学療法士又は作業療法士の数は、一人以上とする。

(4) 生活支援員の数は、一人以上とする。

ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

- (1) 利用者の数が六十以下 一人以上
増すごとに一人を加えて得た数以上

ハ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、イ及びロに規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

二 イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。

ホ イの看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ イの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ト ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

三 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練））をいう。以下同じ。）を行う場合 次のとおりとすること。

イ 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ハ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合について
は、イ中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一人以上とする。

ニ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、イからハまでに規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ホ イ又はハの生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

四 就労移行支援を行う場合 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(3) 生活支援員の数は、一人以上とする。

□ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

ハ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ニ イからハまでの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づく学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(二) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(三) 生活支援員の数は、一人以上とする。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一人以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ホ イ又はニ(1)の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ ロの就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ト ハ又はニ(2)のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

五 就労継続支援B型（省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(2) 職業指導員の数は、一人以上とする。

(3) 生活支援員の数は、一人以上とする。

ロ サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一人以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ハ イの職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

ニ ロのサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

六 施設入所支援を行う場合 次のとおりとすること。

イ 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は知事が定める者に対してのみ施設入所支援の提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一人以上とする。

- (1) 利用者の数が六十以下 一人以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

ロ サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ハ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が一人又は二人以上の利用者に対し同時かつ一体的に行われるものを行う。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

第六条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十六号。以下「指定入所施設基準条例」という。）第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前条第一項第一号及び第六号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第七条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号へ、第二号亦及びへ、第三号亦、第四号亦（二(1)に係る部分を除く。）及びへ並びに第五号ハの規定にかかわらず、当該指定障

害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第五条第一項第一号ハ及びト、第二号ロ及びト、第三号ロ及びヘ、第四号ハ、ニ(2)及びト並びに第五号ロ及びニの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者（当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものに係るものに限る。以下この項において同じ。）の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち一人以上は、常勤としなければならない。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一人以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一人に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 前項の場合において、指定障害者支援施設は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）を、それぞれ一人以上置かなければならない。

第三章 設備に関する基準

（設備）

第九条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、専らその用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

二 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂 次のとおりとすること。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

五 洗面所 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下 次のとおりとすること。

イ 幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下にあつては、一・八メートル以上とすること。

ロ 一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合には、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づき学校又は養成施設として必要とされる設備を有しなければならない。

4 第一項の相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。

(設備に関する特例)

第十条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を

受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十一条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの利用の申込みがあつたときは、当該支給決定障害者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十六条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該支給決定障害者のサービスの選択に資す

ると認められる重要な事項を記載した書面を交付して説明し、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の記載等）

第十二条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項の変更について準用する。

（提供拒否の禁止）

第十三条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第十四条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十五条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用の申込みがあつた場合において、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、当該利用の申込みをした者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めたときは、速やかに、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号）第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第一百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第一百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第一百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）へ、指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第一百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）へ、

行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第百八十九条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用の申込みをした者が入院治療を必要とする場合その他当該利用の申込みをした者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講じなければならない。

（受給資格の確認）

第十六条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用の申込みがあつた場合は、受給者証により、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第十七条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十八条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第十九条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第二十条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅の訪問による自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。（サービスの提供の記録）

第二十一条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対し施設障害福祉サービスを提供した際は、その都度、当該施設障害福祉サー

ビスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対し施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、施設障害福祉サービスを提供したことについて、当該支給決定障害者の確認を受けなければならない。

（指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

- 第二十二条** 指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対し金銭の支払を求める能够るのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の使途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第二十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、当該支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定障害者支援施設は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次に定める費用の支払を受けることができる。

- 一 生活介護を行う場合 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 創作的活動に係る材料費
 - ハ 日用品費

二 イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用
 - イ 食事の提供に要する費用
 - ロ 日用品費

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

イ　食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額を限度とし、法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合にあつては同号に規定する食費等の負担限度額を限度とする。）

ロ　知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けた建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行つたことに伴い必要となる費用

ハ　被服費

ニ　日用品費

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定障害者支援施設は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5　指定障害者支援施設は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6　前各項に定めるもののほか、第三項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

（利用者負担額に係る管理）

第二十四条　指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から法第二十九条第三項（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及

び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

- 第二十五条** 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、当該支給決定障害者に当該介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、第二十三条第二項の規定により法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

- 第二十六条** 指定障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

- 第二十七条** 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成（以下「施設障害福祉サービス計画の作成」という。）に当たつては、利用者について、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日

常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討しなければならない。

- 3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならぬい。

- 4 サービスマネジメント責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を定めた施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、施設障害福祉サービス計画の原案には、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて定めるよう努めなければならない。

- 5 サービスマネジメント責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービスマネジメント責任者は、利用者又はその家族に対し第四項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明し、書面により当該利用者の同意を得なければならない。

- 7 サービスマネジメント責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成をした際には、当該利用者に対し当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を交付しなければならない。

- 8 サービスマネジメント責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成をした後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

- 9 サービスマネジメント責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
- 一 定期的に利用者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第二十八条 サービスマネジメント責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者的心身の状況、当該指定障害者支援施設以外の事業所等に

おける指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- 二 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第二十九条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの人に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が当該指定障害者支援施設以外の事業所等における生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整その他の必要な支援を行わなければならない。

(介護)

第三十条 介護は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、常に一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第三十一条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び

日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、常に一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

- 第三十二条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備、消火設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を適切に講じなければならない。

(工賃の支払等)

- 第三十三条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、工賃として、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の工賃の一月当たりの平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度における工賃の平均額について、利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

- 第三十四条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉

サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第一項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他利用者が行う求職活動を支援しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

（食事）

- 3 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮して適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行わなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士を

置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十九条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図ることともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第四十条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意することともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援に係る利用者に対し、毎年二回以上定期的に、健康診断を行わなければならない。

(緊急時の対応)

第四十一条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行つている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十二条 指定障害者支援施設は、施設入所支援に係る利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにならなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十三条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る知事が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、次に定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「当該利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 当該利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 当該利用者に係る金銭の收支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、当該利用者に係る金銭を当該利用者に取得

させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第四十四条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由がなく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為により介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第四十五条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの条例の規定を遵守させるために必要な指揮又は命令をするものとする。

(運営規程)

第四十六条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
- 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第四十七条 指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、その従業者により施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員又は居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他 のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十九条 指定障害者支援施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定障害者支援施設の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(衛生管理等)

第五十条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第五十一条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第五十二条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の当該指定障害者支援施設を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第五十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第五十四条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第五十五条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の利用をしようとする者が適切かつ円滑に当該利用をできるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第五十六条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者（以下この条において「一般相談支援事業者等」という。）が利用者又はその家族に当該指定障害者支援施設を紹介するとの対償として、当該一般相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与しては

ならない。

- 2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者等に利用者又はその家族を紹介することの対償として、当該一般相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

- 第五十七条** 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情（以下この条において「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならぬ。

- 2 指定障害者支援施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十二条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び苦情に関し知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事若しくは市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 6 指定障害者支援施設は、市町村、知事又は市町村長から求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を当該市町村、知事又は市町村長に報告しなければならない。

- 7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

- 第五十八条** 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動

等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十九条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第六十条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第六十一条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十二条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 二 施設障害福祉サービス計画に係る記録
- 三 第四十四条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第五十三条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 第五十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第五十九条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

第五章 雜則

(規則への委任)

第六十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

第二条 平成十八年九月三十日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をことができる」ととされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者

福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）第一条第二号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（整備省令第一条第三号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第一項の多目的室を設けないことができる。

（居室の定員の経過措置）

第三条 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮（それぞれ、同日において基本的な設備が完成して

いるものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものと除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号イの規定の適用については、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

（居室面積の経過措置）

第四条 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の規定の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものと含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものと除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

2 平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものと除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

3 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

第五条 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等であつて同日後に指定障害者支援施設となるものについての第九条第二項第一号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

（ザー又はこれに代わる設備の経過措置）

第六条 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障

害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものと除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

第七条 平成二十四年三月三十一日において現に存する旧知的障害児施設等であつて同日後に指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第二号トの規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

（廊下幅の経過措置）

第八条 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものと除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第八号の規定の適用については、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

2 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものと除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第八号の規定は、適用しない。

3 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものと除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第八号ロの規定は、適用しない。

第九条 平成二十四年三月三十一日において現に存する旧知的障害児施設等であつて同日後に指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第八号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。